

深谷市 農委だより

2023年9月

No. 36



深谷市イメージキャラクター

ふっかちゃん



市内で新規就農された塚本総二郎さん
(6面にインタビューを掲載しています)



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒366-8501 深谷市仲町11番1号 ☎571-1211(代表)、577-3439(直通)、FAX578-7614

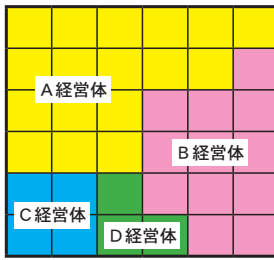
「地域計画」の策定

令和5年4月1日に施行された改正農業経営基盤強化促進法等により、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。これは、10年後に農地を利用する人を農地一筆ごとに特定することによって農地の集積・集約化を図り、地域農業の将来像を描くものとなります。

地域計画の策定期間は令和7年3月までの2年間で、農業委員会では、目標地の素案を作成することとなっています。そのために、アンケートや戸別訪問による意向把握や農業者や関係機関による話し合い等を行っていく必要があるとされています。

近年、農業者の高齢化や後継者不足により農業者人口は減少しています。そうしたなかで、担い手が経営しやすい環境を整えていくことが急がれています。アンケートの実施等、計画の策定に、みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

【目標地図(イメージ図)】



●問い合わせ

農業委員会事務局 ☎57713439
農業振興課 ☎57713298

『農業委員会総会の審議件数』

農業委員会では、毎月総会を開催し、農地の権利移動や転用等について審議をしています。左表は、過去3年間の件数及び面積の推移を示しています。

審議内容	(単位：件、ha)					
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
年度	件数	面積	件数	面積	件数	面積
3条許可(耕作目的で農地を売買又は貸借する場合)	79	18.7	76	14.4	69	18.4
4条許可(所有者が農地を農地以外に転用する場合)	38	2.6	36	1.6	30	1.3
5条許可(所有者以外が農地を農地以外に転用する場合)	187	11.8	176	13.3	161	15.6
農用地利用集積計画の決定(利用権の設定)	1,076	294.8	665	177.2	538	127.1
合計	1,380	327.9	953	206.5	798	162.4

注) 届出に関する者を除く。

●問い合わせ

農業委員会事務局 ☎57713439

『農地の管理』について

農業委員会では、例年8月～9月にかけて農地パトロールを実施し、農地の利用状況を調査しています。その一方で毎年農地の管理状態に関する苦情も数多く寄せられています。令和4年度は、雑草繁茂等の苦情が306件ありました。

農地の管理は、農地法において自己の責務が定められています。定期的に草刈りをするなど、隣地や道路の境界付近も含めて適正な管理をお願いします。

◎農地の管理に関する苦情(雑草苦情等)件数(件)

地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度
深谷・大寄	53	12	41
藤沢・上柴	54	28	71
幡羅・明戸	19	7	25
豊里・八基	12	25	26
岡部	42	22	39
川本	38	15	57
花園	27	23	47
合計	245	132	306

●問い合わせ

農業委員会事務局 ☎57713439

有害鳥獣による 農作物被害対策の実施

近年、有害鳥獣による農作物被害が確認されていることから、次の対策を実施しています。

■電気柵の貸出しについて

協議会所有の電気柵を、希望されるかたに貸出しします。

■電気柵の購入補助について

有害鳥獣に対する、侵入防止用電気柵一式に係る購入費用を補助します。

○対象者：市内に住所を有し、市内で農作物を生産するかた

○限度額：30,000円

○補助率：1/2

○申請回数：1年度内に1回

○申請期間：令和6年2月29日まで

■有害鳥獣の捕獲について

有害鳥獣による農作物被害のおそれがある場合は、農業振興課あてにご連絡をお願いします。捕獲の必要があると判断された場合には、捕獲のための箱罟を設置します。

●問い合わせ 農業振興課

(深谷市鳥獣害対策協議会事務局)

☎577-3298

アライグマ被害への対応について

アライグマは、北米原産の動物ですが、現在、日本全国に生息地を広げており、市内でも農作物被害や屋根裏に侵入されるなどの被害がでています。

対策としては、まず、アライグマに限らず動物を寄せ付けないよう、廃棄する農作物等、エサになりそうなものは屋外へ放置せず、速やかに処分してください。



(画像出典：埼玉県HP)

なお、環境課では被害対策としてアライグマ捕獲用の箱罟の貸出を行っています。

貸出をご希望の方は、QRコードもしくはお電話にて環境課へお問い合わせください。



■注意事項

箱罟貸出時の注意事項は、次の通りです。

○貸出は無料ですが、仕掛けるエサは借入者がご用意ください。

○仕掛けられるのは屋外のみです。屋根裏に被害を受けている場合など、屋内での駆除を希望される場合は専門業者へご相談ください。

○毎日確認し、アライグマ以外の動物が入っていたら逃がしてください。

○捕獲された際には朝9時までに連絡を環境課へいただけない場合、回収は翌日以降となる場合があります。

○回収は月曜日、木曜日(祝日や閉庁日、閉庁時間帯を除く)です。それ以外では引き上げは行えません。

○貸出期間は最長1か月です。この間に捕獲がされない場合は、一度環境課で回収します。

○箱罟を破損又は紛失した場合には弁償していただきます。

●問い合わせ 環境課

☎577-6539

ネギネクロバネ キノコバエの防除

近年、ネギネクロバネキノコバエの被害が見られています。残さを適切に処理し、新たな寄生場所を作らないようにしましょう。



■ねぎ残さ等の腐熟促進

①石灰窒素を使い、腐熟させる方法

収穫したねぎに幼虫の被害があった場合、残さなどを捨てる時には、速やかに石灰窒素を加え、腐熟させます。残さの上から必ずビニールシート等で被覆密閉し、周囲に飛散させないようにします。

幼虫の被害がなかった場合、収穫が終わったら、速やかに耕うんしましょう。また、残さは早めに腐熟させて適切に処理しましょう。

②微生物分解資材を活用する方法

有機物分解能力を持つ微生物資材を活用し、ねぎ残さを早く分解させます。

※注意！

石灰窒素、殺菌剤との同時使用は避けてください。

■ほ場の周辺作物や雑草管理の徹底

ねぎやにんじん以外の作物や雑草にも

寄生するため、周辺作物の薬剤防除や除草作業を定期的に行いましょう。

■排水対策

生育期間には、ほ場に水が溜まらないように明きよなどを設置しましょう。

使用した機械等（トラクターや管理機のタイヤ、ロータリー等）は、移動の際には必ず土をよく落として、他のほ場へのまん延を防ぎましょう。

●問い合わせ

農業振興課

☎577-3298

砂ぼこり対策にご協力ください

冬から春先の農閑期にかけて、強風で優良土壌が飛散し、風下の地域の住環境に悪影響を及ぼします。次のような対策で優良土壌の飛散を抑えましょう。

■中低木、竜のひげの植栽

■次期作に向けた耕運作業を作付け間近まで控える

■畑かんなどで散水し農地の

湿潤化を図る

■緑肥作物（エン麦、ライ麦）の播種



●問い合わせ

農業振興課

☎577-3298

深谷市収入保険加入 促進奨励金について

深谷市では、埼玉県農業共済組合が取り扱う「収入保険」への加入促進を図るため、令和5年度から「深谷市収入保険加入促進奨励金」を制定しました。今年度は、深谷市内に本店又は主たる事務所を有する法人を対象としています（令和6年度から個人も対象予定）。収入保険への加入を希望されるかたは、埼玉県農業共済組合窓口にて手続きをお願いします。収入保険加入手続き及び奨励金申請手続きを一括して埼玉県農業共済組合が承ります。

■対象者

収入保険の新規加入者であり、深谷市内に住所を有する法人、令和5年度中に契約した法人

■奨励金の額

加入者が負担する保険料の1/2以内（上限20万円）

■申請期限

令和6年2月29日（木）まで

■申請先

埼玉県農業共済組合 北部統括支所
（熊谷市三ヶ尻332）

☎048-533-8030

知って得する農業者年金 - 農業者年金のメリット (税制面で大きな優遇) -

●保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます。

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税+復興特別所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

・積立方式・確定拠出型の年金で、運用は安心です。

制度発足以降の運用利回りの平均は、年率でプラス2.74%です。(令和4年度末現在)

運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

・年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金等控除を受けることができます。

・死亡一時金は非課税です。



◆途中脱退、再加入も可能です◆

保険料の支払いが厳しい時などは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます。(脱退一時金はありません。) また、加入要件を満たせばいつでも再加入できるので、年金原資の積み立てを再開できます。

注意! あなたの土地(農地)が狙われています

ここ数年、埼玉県内の農地等において、違法な土砂等の堆積が多発しています。その手口は、「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」、「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ちかけて同意を取り、又は同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積してしまふというものです。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地(農地)を貸さない、定期的に土地を見回るなどして、違法な土砂等の堆積の未然防止や早期発見・早期対応を心がけましょう。



●問い合わせ 農業委員会事務局

☎ 577-3439

シリーズ新規就農

「お互いが幸せになれるように」

塚本 総二郎さん (41才)

このコーナーでは、深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。

シリーズ第31回は、深谷地区で就農された塚本さんにお話を伺いました。

Q これまでの経歴や農業を始めたきっかけは何ですか？

A 全く農業の経験はありませんでしたが、興味を持っていました。子どもに、作物を作るなら何がいいか尋ねたところ、「ぶどうが食べたい。」、その一言が農業を始めるきっかけにもなりました。収穫までにはある程度の年数を要するため、圃場で苗木を育成するかたわら、市内にある別のぶどう園で2年間研修し技術を学びました。

Q 現在主に何を生産していますか？

A 主にシャインマスカット・巨峰・クイーンニーナを作っています。その他にみかん・柿・ブルーベリー・キウイフルーツも作っています。

Q 農業を始めて感じたことは？

A 自然の厳しさです。干ばつやそろそろ収穫の時期という頃に、雹や突風によって被害を受けたこともありました。ぶどうの木の場合は、元に戻るまでに4〜5年かかります。自然の厳しさを痛感した出来事でした。

Q 農業をしていて良かったことは？

A 外仕事が好きなきことも手伝って、四季を感じられることです。あとは、体力がついたことです。

Q 農業をするうえで大変なことや心がけていることはありますか？

A 土壌やぶどうの木も健康な状態であることが重要ですね。同様に人間も心身ともに健康が第一であると考えます。

Q 休みの日は、何をしていますか？

A 余暇は必要だと思っているので、とれた時は子どもと過ごしたり、DIYで何か作ったり直したりしています。

Q 将来の夢は何ですか？

A 当農園ではぶどうの直売と食べ放題を行っていますが、生産者と消費者がお互いに幸せになれるように、ワイン・ワインの関係を築いていければと思っています。

Q 最後にこれから新規就農するかたに一言！

A 一人では限界があります。相談できる先輩や仲間が必要だと言いたいです。最後に、ぜひ、ぶどう農家が増えることを望んでいます。



編集後記

暑い。とにかく暑い。そんな感じのこの夏でした。連日の猛暑は農産物だけでなく生産者への影響も深刻な問題。暑さ対策には日差しを避け、とにかく無理をせず、こまめな水分補給と適度な休憩が必要で。また、熱中症対策グッズの活用も有効です。これからは台風シーズン到来も気になるころ。事前の対策を心がけたいものです。

『農委だより』では、農業に関する身近な情報を集めております。今後も皆様に親しまれる『農委だより』をお届けできるよう取り組んでまいります。

農委だより編集委員会

- | | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 委員長 | 加藤 富夫 | 委員 | 増野 弘 |
| | 鶴田 博樹 | | 篠原 哲男 |
| | 野辺 一夫 | | 原口 友一 |
| | | | 大野 晃 |

次号No.37号は来年1月の発行となります。農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴う募集記事を掲載します。

全国農業
 NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
新聞
 週刊
 金曜日発行
 月700円
 お申し込みは農業委員会へ